

原規規発第 20031015 号

令和 2 年 3 月 1 0 日

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

溶接安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日付け高原発第 3 7 7 号 (2 0 1 9 年 6 月 2 0 日付け高原発第 1 1 2 号及び 2 0 1 9 年 7 月 1 7 日付け高原発第 1 6 8 号をもって申請の内容を変更する届出) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日付け高原発第 4 3 7 号 (2 0 1 9 年 5 月 1 7 日付け高原発第 3 4 号、2 0 1 9 年 6 月 2 0 日付け高原発第 1 1 3 号、2 0 1 9 年 7 月 1 7 日付け高原発第 1 6 9 号及び 2 0 1 9 年 1 1 月 5 日付け高原発第 3 0 5 号をもって申請の内容を変更する届出) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日付け高原発第 4 3 9 号 (平成 3 1 年 3 月 1 3 日付け高原発第 4 5 2 号、2 0 1 9 年 5 月 1 7 日付け高原発第 3 8 号、2 0 1 9 年 6 月 2 0 日付け高原発第 1 1 0 号、2 0 1 9 年 7 月 1 7 日付け高原発第 1 6 4 号及び 2 0 1 9 年 8 月 2 6 日付け高原発第 2 3 1 号をもって申請の内容を変更する届出) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日付け高原発第 4 4 0 号 (2 0 1 9 年 5 月 1 7 日付け高原発第 3 9 号、2 0 1 9 年 6 月 2 0 日付け高原発第 1 1 1 号、2 0 1 9 年 7 月 1 7 日付け高原発第 1 6 5 号及び 2 0 1 9 年 8 月 2 6 日付け高原発第 2 3 2 号をもって申請の内容を変更する届出) 平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け高原発第 4 6 3 号 (2 0 1 9 年 5 月 1 7 日付け高原発第 5 1 号、2 0 1 9 年 6 月 2 0 日付け高原発第 1 1 4 号及び 2 0 1 9 年 7 月 1 7 日付け高原発第 1 7 1 号をもって申請の内容を変更する届出) 2 0 1 9 年 6 月 1 4 日付け高原発第 8 8 号 (2 0 1 9 年 7 月 1 7 日付け高原発第 1 5 6 号及び 2 0 1 9 年 8 月 2 6 日付け高原発第 2 3 3 号をもって申請の内容を変更する届出) 2 0 1 9 年 6 月 2 0 日付け高原発第 1 0 7 号 (2 0 1 9 年 7 月 1 7 日付け高原発第 1 7 0 号をもって申請の内容を変更する届出) 2 0 1 9 年 8 月 2 9 日付け高原発第 2 1 5 号 (2 0 1 9 年 1 1 月 5 日付け高原発第 3 0 7 号及び 2 0 1 9 年 1 1 月 2 9 日付け高

原発第376号をもって申請の内容を変更する届出) 2019年9月26日付け高原発第251号、2019年8月29日付け高原発第216号、2019年8月29日付け高原発第217号、2019年8月29日付け高原発第219号、2019年8月29日付け高原発第220号、2019年8月29日付け高原発第221号、2019年8月29日付け高原発第223号、2019年8月29日付け高原発第224号(2019年11月5日付け高原発第309号及び2019年12月9日付け高原発第408号をもって申請の内容を変更する届出) 2019年9月26日付け高原発第253号、2019年8月29日付け高原発第225号、2019年9月26日付け高原発第254号、2019年8月29日付け高原発第226号及び2019年8月29日付け高原発第227号をもって申請があった溶接安全管理審査について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の13第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査を受けた組織の名称

関西電力株式会社 高浜発電所

2. 審査基準

溶接安全管理審査に関する運用要領(平成26年2月27日付け原管B発第1402271号)

添付資料1「溶接安全管理審査の審査基準」

2. 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する事項

3. 審査の結果

審査項目	審査結果	
	継続的な品質保証体制	溶接事業者検査実施体制
溶接事業者検査の実施に係る組織	-	良
検査の方法	-	良
工程管理	-	良
検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	-	良
検査記録の管理に関する事項	-	良
検査に係る教育訓練に関する事項	-	良

4．評定結果

当該審査を受けた組織は、溶接事業者検査の実施につき十分な体制は適切に維持されている。